

**i** 【浄化槽をお使いの皆さんへ】 定期的な検査・点検・清掃をしましょう

浄化槽は、定期検査(①法定検査)と定期的な維持管理(②保守点検・③清掃)が、法律により義務付けられています。浄化槽を正しく使いましょう。

①法定検査

実施機関	公益社団法人茨城県水質保全協会 (県指定検査機関)
実施回数	毎年1回 ※初回検査は使用開始から3～8か月以内
内容	浄化槽の保守点検・清掃が適切に行われ、きれいな水が放流されているか外観・水質・書類を検査します。

②保守点検

実施機関	県に登録している保守点検業者
実施回数	年3～4回 ※10人槽以下の家庭用浄化槽の場合
内容	浄化槽内の機器(送風機など)の点検や消毒剤の定期的な補充を行います。

③清掃

実施機関	市町村の許可を受けた清掃業者
実施回数	年に1回以上 ※全ばっ気方式は6か月に1回以上
内容	浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取ります。

**申込** 公益社団法人茨城県水質保全協会 検査部  
☎029-291-4004

**問** 上下水道部 総務経営課 総務経営 G ☎52-0427  
茨城県県北県民センター環境・保安課  
☎0294-80-3355

**i** 下水道使用者等変更の届出をお願いします

下水道に加入し、「井戸水」または「井戸水と水道水を併用」している世帯人の出生・死亡・転出・転入等で人数が変わる場合、届け出が必要です。

変動があった場合には、下水道の使用料金が変わりますので「公共下水道使用者等変更届(農業集落排水処理施設使用者等変更届)」を水道お客さまセンターにご提出ください。

届出用紙は、水道お客さまセンターまたは市ホームページにあります。



▲市ホームページ

**問** 水道お客さまセンター(水道管理事務所内)  
☎52-0427

**i** 上下水道料金の支払いは口座振替をご利用ください

上下水道料金の支払いには、便利で安心な口座振替をご利用ください。

振替日	毎月25日(土・日・祝日の場合は翌営業日)
申込方法	以下の金融機関または水道お客さまセンターの窓口でお申し込みください。 ・常陽銀行 ・筑波銀行 ・茨城県信用組合 ・東日本銀行 ・常陸農業協同組合(支店のみ) ・水戸信用金庫 ・烏山信用金庫 ・中央労働金庫 ・ゆうちょ銀行、郵便局
申込時に必要なもの	・通帳など口座番号がわかるもの ・通帳の届出印 ・お客様番号がわかるもの(納付書等)

※口座振替依頼書は、市内の金融機関、水道お客さまセンター、各支所にあります。

※申込後、口座振替が適用されるまで1～2か月程度かかります。

**問** 水道お客さまセンター(水道管理事務所内)  
☎52-0427